



令和4年4月より子宮頸がん予防接種の積極的勧奨が再開となりました

## 子宮頸がん予防接種のお知らせ

子宮頸がん予防接種は、平成25年4月に予防接種法に基づく定期接種となった直後に、ワクチンとの因果関係が明確ではないものの、予防接種後に重い副反応が疑われる報告がありました。国から接種の積極的勧奨を控えるという通知を受け、市では申請があった方にのみ予診票を交付してきました。

その後、子宮頸がんワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが国の検討部会によって確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることが認められたため、令和4年4月より積極的勧奨が再開となりました。これを受け、市では下記の対象の方へ予診票を送付しています。

接種対象となる方および保護者の皆さまには、子宮頸がんワクチンの効果・リスクについてご理解いただき、接種をご検討ください。

対象者(生年月日)	助成対象期間	接種回数 (同一ワクチンを接種)
①定期接種対象者 平成18年4月2日生まれ～ 平成23年4月1日生まれの女子	高校1年生相当の年度末 3月31日まで <sup>※1</sup>	3回
②積極的勧奨を控えていた時期(平成25年度～ 令和3年度)に接種対象者であった方 平成9年4月2日生まれ～ 平成18年4月1日生まれの女子	令和4年4月1日～ 令和7年3月31日	3回 <sup>※2</sup>

※1…①の対象の方のうち、平成18年4月2日～平成20年4月1日生まれの方は、接種期限が令和7年3月31日までとなります。

※2…②の対象の方のうち、過去に接種歴がある方は、不足分からの接種となります。

◎助成対象期間内での接種は無料です。

◎接種は医療機関での個別接種となります。市内の実施医療機関等、接種の受け方の詳細については市ホームページをご覧ください。

◎市ホームページには、子宮頸がん予防接種についての資料や、市民の皆さまからいただいた質問へのQ&A等について掲載しています。

接種を迷われている方の相談窓口として、保健センターをお気軽にご利用ください。



▲市ホームページ  
「子宮頸がん予防接種」

### <子宮頸がん予防接種 償還払いについて>

市では、平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの方のうち、下記①または②に該当する方へ令和7年3月31日までの期間で償還払いを実施しています。該当する方は、保健センターまで申請をお願いします。詳細は市ホームページをご覧ください。

①令和4年4月1日時点で牛久市民であり、令和4年3月31日までに任意予防接種として実費を負担した方

②令和4年度～令和6年度にキャッチアップ接種を受ける者のうち、茨城県外での接種を希望する方



▲市ホームページ  
「子宮頸がん予防接種  
償還払い」